

2020年11月5日

声明

核兵器禁止条約の発効を心から歓迎し、この条約への 日本の署名と批准を求める

〒320-0017 栃木県宇都宮市戸祭台 29-17

栃木県保険医協会

会長 長尾 月夫

TEL028-622-0083 FAX028-627-0648

人類史上初めて核兵器を違法とする核兵器禁止条約の発効が決まった。批准国が条約発効に必要な50か国に到達し、来年1月22日に発効の運びとなった。これは被爆の実相を伝え、「核兵器の非人道性」を世界に訴え続けてきた被爆者を先頭とする日本の長年の運動が実ったものである。

同条約は、核兵器の使用や、使用の威嚇、生産、保有、実験、配備などを広く禁止している。また前文では、完全廃絶こそが二度と使われないための唯一の方法だとうたい、被害者支援・環境回復の規定を盛り込むなど、日本の被爆者の長年の要求も反映している。

同条約は2017年7月に国連総会で3分の2の国々の参加で採択されたものだが、これからは核兵器が国際法上違法とされ、核廃絶せよという明確な圧力となる。

世界にはまだなお、1万4千発の核兵器が存在し、意図的であれ事故であれ、核爆発が起こる危険がある。ひとたび核爆発が起こるならば、どんな国もそれに対応することはできない。一握りの国々が核軍拡競争を続けている事態にストップをかけなければならない。

我われ保険医（医師・歯科医師）は健康第一に考え、これを害するすべてのものに反対する。全国保険医団体連合会（保団連）が1989年に決定した「開業医宣言」では、「人命を守る医師はいかなる戦争も容認できない」「核戦争の防止と核兵器廃絶が現代に生きる医師の社会的責任」としており、それが我われの活動の指針となっている。

その立場から我われはこの条約の発効を心から歓迎し、今後続々と加盟国が増えることを期待する。その中で唯一の被爆国である日本の果たす役割は重要である。日本政府は核保有国と非保有国との「橋渡し」を言いながら、実際は米国の核兵器に依存して条約に「不参加」を言い、被爆者からの反発を招いている。

この態度を改め、日本政府に対して核兵器禁止条約に積極的に署名と批准を行うよう強く要求する。

以上